

全ての働く人々に安全・健康を
～Safe Work , Safe Life～



中災防

製造業における職長の能力向上教育の講師養成
オンライン講座

受講ガイダンス

中央労働災害防止協会

説明担当者

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 審議役

下村 直樹 (しもむら なおき)

- ▶ 「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育の
カリキュラムに関する検討委員会」(中災防)の事務局担当
- ▶ RSTトレーナー

1 オンライン講座の目的

- 1 **職長**は、生産現場における**安全衛生管理のキーパーソン**であり、労働災害防止活動を推進するに当たって極めて重要な立場にあります。
- 2 このような中で、令和2年3月に、生産現場における職長のレベルアップを図るために、「**製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラム**」が**策定**されました(令和2年3月31日基発0331第7号厚生労働省労働基準局長通知)。
- 3 このオンライン講座は、「**職長の能力向上教育に準じた教育**」として行うべき**標準的な教育内容等の普及を図ることを目的**に、**講師として、製造業における職長の能力向上教育に準じた教育を行うことをお考えの皆さんに**、「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラム」の仕組み、「職長の能力向上教育に準じた教育として行うべき具体的な教育内容」や教育指導に当たっての留意事項等について、ご理解いただくための講座として提供するものです。

(参考) 「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育」の講師の要件

1 安全衛生団体等が実施する場合

以下の(1)～(3)に掲げる者の中から講師を充てること。ただし、「B 専門項目」については、(4)に掲げる者を講師として充てること。

- (1)「職長等教育講師養成講座」又は「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者
- (2)平成18年度以前の「職長等教育講師養成講座」又は「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者であって、所定の科目を受講した者
- (3)上記(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (4)労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士及び衛生管理士等、「B 専門項目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者

2 事業者が実施する場合

安全衛生団体等が実施する場合と同様の取扱いとすることが望ましいこと。

2 オンライン講座の受講対象者

<本講座の受講対象者>

講師として、製造業における職長の能力向上教育に準じた教育を行うこと
をお考えの皆さん

<受講対象者に関する留意事項>

(1) 講師の要件

製造業における職長の能力向上教育の講師として教育を行うためには、オンライン講座を受講するだけでなく、**所要の講師要件を満たすことが必要**ですので、ご注意ください。

(2) RST講座との関係

中災防の安全衛生教育センター(東京、大阪)において実施するRST講座は、就任時の職長教育の講師養成のための講座であることから、製造業における職長の能力向上教育に準じた教育を行うことをお考えの皆さんには、**「職長の能力向上教育に準じた教育」として行うべき標準的な教育内容や教育指導に当たっての留意事項等についてご理解いただくために、オンライン講座の受講を推奨**します。

(3) 職長本人向けの能力向上教育との関係

オンライン講座は、職長本人向けの能力向上教育として行っているものではないことから、**オンライン講座を受講することをもって、職長の能力向上教育を受講したことにはなりません**ので、ご注意ください。

3 オンライン講座における教育内容

1 職長の能力向上教育のガイドラインをベース

オンライン講座における教育内容については、「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラムに関する検討委員会」報告書において、職長の能力向上教育として行うべき具体的な教育内容等について取りまとめた「**職長の能力向上教育のガイドライン**」等を踏まえて**中央労働災害防止協会**において整理したものです。

2 就任時の職長教育との比較

職長の能力向上教育の教育内容は、就任時の職長教育の再確認を内容とする項目は少なく、**①能力向上教育独自の教育内容、②就任時の職長教育を具体化・発展させた教育内容が大半**となっております。

このため、RST講座の修了者であっても、職長の能力向上教育の講師として教育を行うに当たっては、オンライン講座の受講を推奨します。

※ 「能力向上教育に準じた教育」の用語

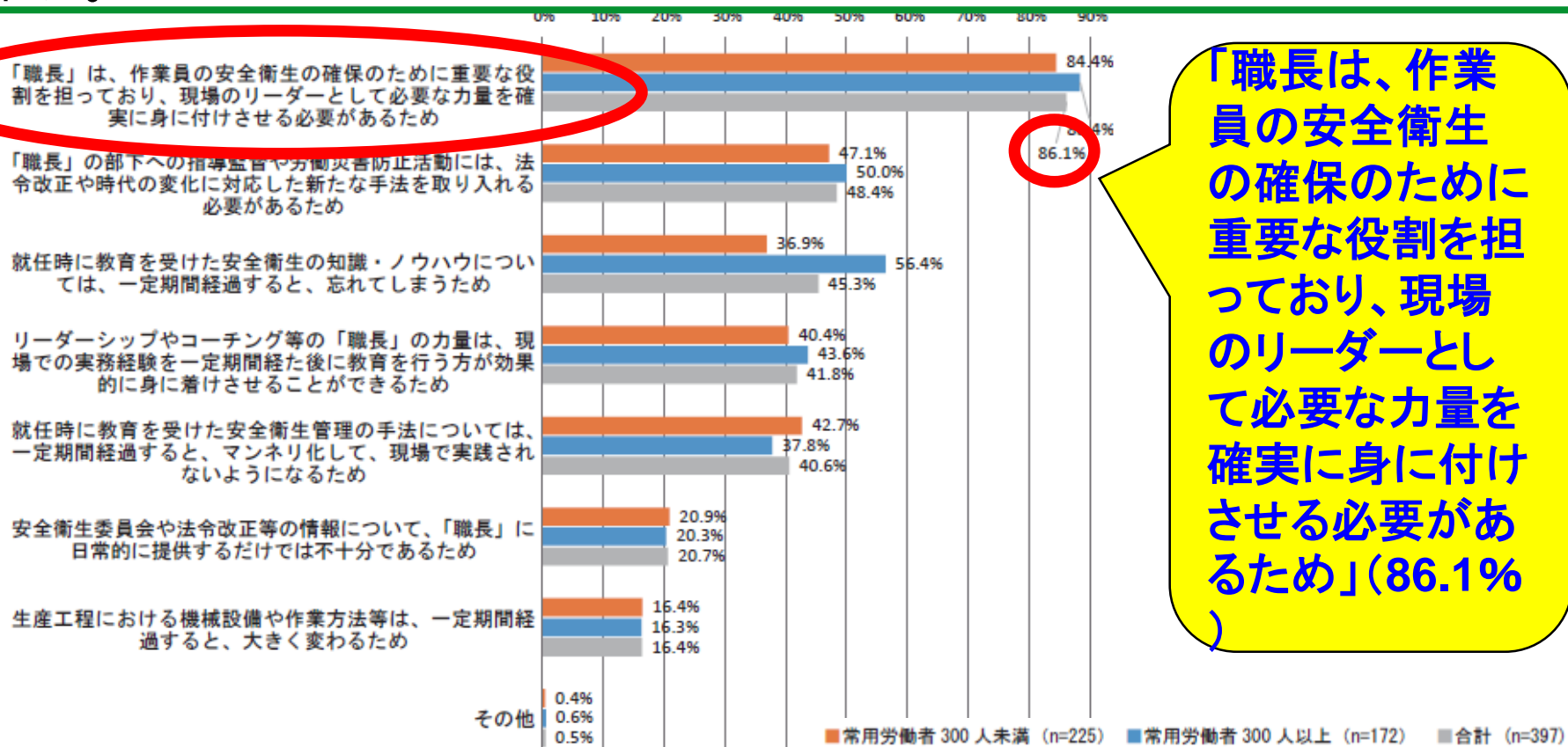
オンライン講座においては、便宜上、特段のことわりのない限り、①「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラム」の用語は、「製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム」、②「能力向上教育に準じた教育」の用語については、「能力向上教育」の用語で説明します。

※ 「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラムに関する検討委員会」報告書

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通知(令和2年3月31日基安安発0331第1号)において、「製造業における職長等の位置づけ及び求められる能力等については、中央労働災害防止協会が取りまとめた「製造業における現場力向上のための職長のレベルアップに向けて」(编者注:上記報告書)を参考とされたい。」とされています。

(参考1-①) 製造業における職長の能力向上教育のカリキュラムの検討に当たって行ったアンケート調査
「職長」に対する能力向上のための安全衛生教育が「必要だと思う」
 理由(義務業種、複数回答)

「職長は、作業員の安全衛生の確保のために重要な役割を担っており、現場のリーダーとして必要な力量を確実に身に付けさせる必要があるため」(86.1%)とする事業所が多く、生産現場における安全衛生管理のキーパーソンとしての役割を担わせるため、職長の能力向上教育の実施についての高いニーズが認められた。

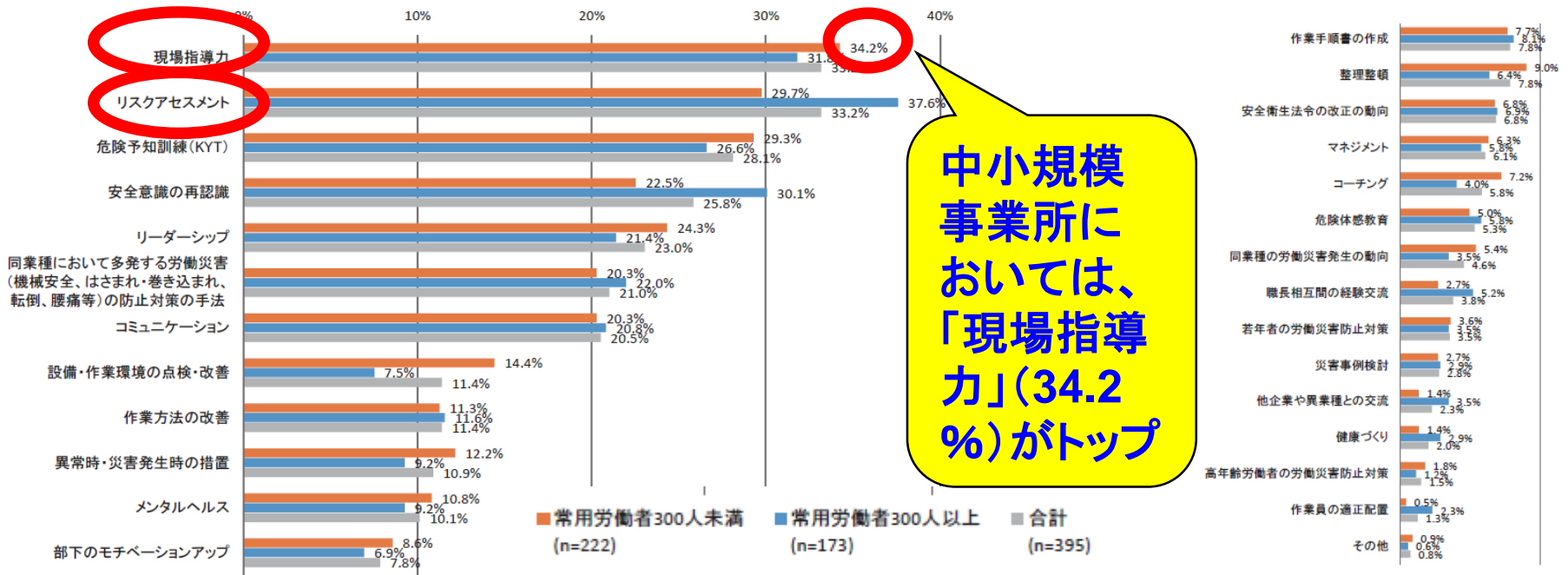


「職長は、作業員の安全衛生の確保のために重要な役割を担っており、現場のリーダーとして必要な力量を確実に身に付けさせる必要があるため」(86.1%)

(参考1-②) 製造業における職長の能力向上教育のカリキュラムの検討に当たって行ったアンケート調査
 「職長」に対する能力向上のための安全衛生教育として最も「必要だと思う」教育内容(義務業種、複数回答)

「職長」に対する能力向上のための安全衛生教育として最も「必要だと思う」教育内容としては、「現場指導力」(33.2%)と「リスクアセスメント」(33.2%)を上げる事業所が最も多くなっている。

特に、中小規模事業所においては、「現場指導力」(34.2%)が最も多くなっており、「職長」の職責や職務内容に応じた安全衛生の知識・ノウハウと作業員に対する指導監督をパッケージにした教育内容が想定されているのではないかと認められた。



**(参考2-1)「職長の能力向上教育」と「就任時の職長教育」との教育内容の比較
([A 基本項目(必須)])**

職長の能力向上教育の教育項目	就任時の職長教育との比較
A1 職長の役割と職務	就任時の職長教育における教育内容の具体化した上で再確認する教育内容
A2 製造業における労働災害の動向	能力向上教育独自の教育内容
A3 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動	能力向上教育独自の教育内容
A4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	就任時の職長教育において教育を行った「リスクアセスメント」の基礎知識を前提とした上での発展的な教育内容
A5 異常時等における措置	就任時の職長教育における教育内容の再確認
A6 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど)	就任時の教育内容を具体化・発展させた教育内容
A7 関係法令に係る改正の動向	能力向上教育独自の教育内容

(注) 就任時の職長教育における教育事項(労働安全衛生規則第40条)を具体化した「職長の安全衛生テキスト」(中央労働災害防止協会)の記載内容をベースにして、「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラムに関する検討委員会」報告書の「職長の能力向上教育のガイドライン」において「職長の能力向上教育として行うべき具体的な教育内容等」とされている内容と比較したもの。

**(参考2-2)「職長の能力向上教育」と「就任時の職長教育」との教育内容の比較
 (「B 専門項目(選択)」)**

職長の能力向上教育の教育項目	就任時の職長教育との比較
B1 事業場における安全衛生活動	
1 安全衛生実行計画の作成・実施	能力向上教育独自の教育内容
2 職場巡視	能力向上教育独自の教育内容
3 危険予知訓練(KYT)	能力向上教育独自の教育内容
4 ヒヤリ・ハット活動	能力向上教育独自の教育内容
5 4S(5S)活動	就任時の職長教育の教育内容を具体化・発展させた教育内容
6 化学物質の管理とリスクアセスメント	就任時の職長教育の教育内容を具体化・発展させた教育内容
7 メンタルヘルスケア	能力向上教育独自の教育内容
(B2)労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み	能力向上教育独自の教育内容
(B3)部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)	
1 コーチング	就任時の職長教育の教育内容を具体化・発展させた教育内容
2 確認会話	能力向上教育独自の教育内容
3 部下の改善力の向上	就任時の職長教育の教育内容を具体化・発展させた教育内容

4 オンライン講座の構成(①)

- 1 受講ガイダンス
- 2 製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム
- 3 製造業における職長の能力向上教育として行うべき具体的な教育内容
 - (1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること
 - A 基本項目(必須)((A1)～(A7))
 - B 専門項目(選択)((B1)～(B3))
 - (2) グループ演習((C0)～(C4))
- 4 職長の役割と安全衛生教育についての企業事例

4 オンライン講座の構成(②-1)

1 受講ガイダンス

2 製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム

3 製造業における職長の能力向上教育として行うべき具体的な教育内容

(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること

A 基本項目(必須)

(A1) 職長の役割と職務

(A2) 製造業における労働災害の動向

(A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動

(A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

(A5) 異常時等における措置

(A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど)

(A7) 関係法令に係る改正の動向

4 オンライン講座の構成(②-2)

B 専門項目(選択)

- (B1) 事業場における安全衛生活動
- (B2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み
- (B3) 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)

(2) グループ演習

- (C0) グループ演習のテーマ及び進め方
- (C1) 職長の職務を行うに当たっての課題
- (C2) 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など)
- (C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- (C4) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)

4 職長の役割と安全衛生教育についての企業事例

- (1) 花王株式会社
- (2) 株式会社東芝
- (3) 日吉電装株式会社

5 オンライン講座の視聴の順序①

1 本講座全体の視聴の基本的な順序

本講座については、基本的には、次の順序で視聴することを推奨します。

「1 受講ガイダンス」

⇒「2 製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム」

⇒「3 製造業における職長の能力向上教育として行うべき具体的な教育内容」

⇒「A 基本項目(必須)」((A1)～(A7))

⇒「B 専門項目(選択)」((B1)～(B3))

⇒「グループ演習」((C0)～(C4))

⇒「4 職長の役割と安全衛生教育についての企業事例」

5 オンライン講座の視聴の順序②

2 「B 専門項目(選択)」

「B 専門項目(選択)」((B1)～(B3))については、「B 専門項目(選択)」として教育を行うことを予定している講座のみを選択して視聴していただいても差し支えありません。

3 「グループ演習」

「グループ演習」((C0)～(C4))については、「(C0)グループ演習のテーマ及び進め方」を視聴した後に、「グループ演習」として教育を行うことを予定しているテーマの講座のみを選択して視聴していただいても差し支えありません。

なお、この場合であっても、「B 専門項目(選択)」の教育内容に関連する「グループ演習」のテーマを選択する場合には、当該「B 専門項目(選択)」の講座を視聴した後に、当該「グループ演習」のテーマの講座を視聴することを推奨します。

5 オンライン講座の視聴の順序③

4 職長の役割と安全衛生教育についての企業事例

各企業における職長の役割と安全衛生教育についての取組事例を紹介する内容になっておりますので、必要に応じて、ご視聴ください。

5 「A3 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動」と「A 4危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」の視聴の順序

「A3 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動」は、リスクの基本的な考え方についての理解があることを前提に教育を行う内容になっていることから、「A4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」の教育を行った後に、教育を行うことを推奨します。

このため、本講座においては、「A3」と「A4」の視聴の順序を入れ替えて、「A4」を先に説明します。

ご視聴ありがとうございました。

「製造業における職長の能力向上
教育のカリキュラム」の講座からご
視聴ください。